

令和2年度 子どもの居場所づくり支援助成事業（3回目）

応募要綱

1. 趣旨

子ども食堂・地域食堂や学習支援など、子どもの居場所づくり活動の新規立上げや、活動の拡充・継続を支援するために、きらやか銀行からの寄附金による助成事業を実施します。

2. 実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会

3. 助成対象

山形県内で子ども食堂・地域食堂や学習支援など、子どもの居場所づくり活動に取り組む団体・組織又は個人

※山形県子どもの居場所づくりネットワーク（注1）へ加入している団体又は本ネットワークに今後加入する団体が対象です。

※法人格の有無は問いません。

※国の子ども・子育て支援新制度に基づく事業を実施する団体は対象外です。

4. 対象経費

①子ども食堂・地域食堂や学習支援など子どもの居場所づくり活動を新規に立上げるための器具・備品等の購入費、施設等の改修経費

②子ども食堂・地域食堂や学習支援など子どもの居場所づくり活動を拡充・継続するための器具・備品等の購入費、施設等の改修経費

③新型コロナウイルス感染拡大防止のための新しい生活様式を踏まえた子どもの居場所づくり活動に必要な経費

5. 助成額

助成総額は50万円を予定しています。なお、上記4①については1団体あたり20万円以内、同②及び③については1団体あたり10万円以内の助成を予定しています。

※助成団体は選考により決定します。

※選考において、申請金額を減額して助成額を決定する場合があります。

6. 応募方法及び助成決定等

(1) 別添「申請書」に必要事項を記入のうえ、購入品の金額のわかるもの（見積書の写し等）、活動内容のわかるもの（規約、事業計画書、予算書、チラシ、パンフレット等）を添付し、山形県社会福祉協議会まで郵送又は直接御提出ください。

応募締切：令和2年10月30日（金）必着

- (2) 申請書類に基づき選考を行います。なお、申請内容を電話やメールで確認する場合があります。
- (3) 助成決定は、応募団体あてに通知します。
- (4) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

7. 問い合わせ先

【山形県子どもの居場所づくりサポートセンター】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉係 阿部

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-31

TEL 023-622-5805 FAX 023-626-1623

MAIL kodomosc@ymgt-shakyo.or.jp

(注1)

山形県子どもの居場所づくりネットワークは、子どもたちを地域全体で見守り、健全育成を推進することを目的に、次の活動を行っています。

- ・ネットワーク会議等における参加団体相互間の交流・情報交換
- ・ウェブサイト等による活動事例の紹介や広報など、子どもの居場所の普及・啓発
- ・子どもの居場所づくりに対する支援施策の提言等

※本ネットワークには無料で加入できます。